

I 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告は、文部科学省が公表する平成 28 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）のうち、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校について、東京都の調査結果の主要な部分を取りまとめたものである。なお、文部科学省が直接実施している大学、短期大学等の高等教育機関の調査結果については「付表Ⅱ」に掲載した。
- 2 比率の算出については、小数点第 2 位を四捨五入した。このため、構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 3 園児・児童及び生徒の年齢は、平成 28 年 4 月 1 日現在の満年齢による。
- 4 統計表及び表中に用いた符号
「－」・・・・・・ 計数がない場合
「0.0」・・・・・・ 計数が単位未満の場合
「…」・・・・・・ 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」・・・・・・ 負数（減少）
- 5 用語の説明は、次のとおりである。
 - (1) 進 学 率
$$\text{進学者} \div \text{卒業者} \times 100$$

中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（中学部）の進学者には高等学校等進学者と専修学校（高等課程）進学者とがあり、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校（高等部）の進学者には大学等進学者と専修学校（専門課程）進学者とがある。
 - (2) 卒業者に占める就職者の割合
$$\text{就職者総数} \div \text{卒業者} \times 100$$

中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（中学部）の卒業者の就職者総数には、高等学校等進学者、専修学校（高等課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校（高等部）の卒業者の就職者総数には、大学等進学者、専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。
 - (3) 単 式 学 級
同学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
 - (4) 複 式 学 級
2 以上の学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
 - (5) 特別支援学級
学校教育法第 81 条第 2 項に定められ、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な児童及び生徒のために置くことができる学級をいう。
 - (6) 帰国児童・生徒
海外に引続き 1 年を超える期間在留した後に帰国した児童・生徒をいう。今年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに帰国した児童・生徒が対象である。
 - (7) 本務者・兼務者
本務・兼務の区別は原則として辞令面による。辞令面ではっきりしない場合は、俸給を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。（2 校以上から俸給を支給されている場合は支給額の多い方、俸給が同一又は一括支給されている場合は授業時間数の多い方を本務とする。）

(8) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、学校と児童福祉施設の両方の性格をもつ学校種として創設された学校をいう。

(9) 義務教育学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号。平成 28 年 4 月 1 日施行）により、小学校と中学校を一つの学校として一体的に小中一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。

(10) 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すよう平成 28 年度から導入された制度で、正規の手続きを行った学校のみが対象となる。

(11) 中等教育学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 101 号。平成 11 年 4 月 1 日施行）により、中学校と高等学校を一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。

教育課程については、前期課程は中学校の基準、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用する。

(12) 中高一貫教育

従来の中学校、高等学校に加えて、生徒及び保護者が 6 年間の一貫教育が選択できるよう平成 11 年度から導入された制度で、正規の手続きを行った学校のみが対象となる。

(13) 特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号。平成 19 年 4 月 1 日施行）により、従来の盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、複数の障害種別に対応した教育を行う学校種として創設された学校をいう。

(14) 専修学校、各種学校

共に学校教育法に基づく教育施設であり、主な相違点は、下表のとおりである。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業時間	1 年以上とする。	1 年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術芸芸等の課程については 3 か月以上 1 年未満とする。
授業時数	1 年間の授業時数が学科ごとに 800 時間以上とする。ただし、夜間学科等は 450 時間以上とする。	1 年以上の課程は、1 年間に 680 時間以上とする。ただし、1 年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時 40 人以上とする。	

注）専修学校設置基準、各種学校規程等より抜粋した。（専修学校制度は昭和 51 年に発足）

○ 専修学校は、入学資格の違いにより、3 つの課程がある。

① 高等課程

中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

② 専門課程

高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

③ 一般課程

特に入学資格を定めない課程をいう。